画像診断 画像診断管理加算の施設基準 第6

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」(令和6年3月5日 厚生労働省告示第59号) 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

(令和6年3月5日 保医発0305第6号) 通知 告示 1 画像診断管理加算の施設基準 第30 画像診断管理加算 1 画像診断管理加算1に関する施設基準 (1) 画像診断管理加算1の施設基準 イ 放射線科を標榜している保険医療機関で (1) 放射線科を標榜している保険医療機関であ あること。 ること。 □ 当該保険医療機関内に画像診断を専ら担 (2) 画像診断を専ら担当する常勤の医師(専ら画 当する常勤の医師が1名以上配置されて 像診断を担当した経験を 10 年以上有するも いること。 の又は当該療養について関係学会から示さ 八 画像診断管理を行うにつき十分な体制が れている2年以上の所定の研修(専ら放射線 診断に関するものとし、画像診断、 整備されていること。 Interventional Radiology (IVR) 及び核医 (2) 画像診断管理加算 2 の施設基準 学に関する事項を全て含むものであるこ イ 放射線科を標榜している病院であるこ と。) を修了し、その旨が登録されている医師 と。 に限る。)が1名以上配置されていること。 □ 当該保険医療機関内に画像診断を専ら担 なお、画像診断を専ら担当する医師とは、勤 当する常勤の医師が1名以上配置されて 務時間の大部分において画像情報の撮影又

(3) 画像診断管理を行うにつき十分な体制が整 備されていること。

は読影に携わっている者をいう。

- (4) 当該保険医療機関以外の施設に読影又は診 断を委託していないこと。
- 2 画像診断管理加算 2 に関する施設基準 二 当該保険医療機関における核医学診断及
 - (1) 放射線科を標榜している病院であること。
 - (2) 画像診断を専ら担当する常勤の医師 (専ら画 像診断を担当した経験を 10 年以上有するも の又は当該療養について関係学会から示さ れている2年以上の所定の研修(専ら放射線 診断に関するものとし、画像診断、 Interventional Radiology (IVR) 及び核医 学に関する事項を全て含むものであるこ

- いること。
- ハ 当該保険医療機関において実施される全 ての核医学診断及びコンピューター断層 撮影診断について、口に規定する医師の 指示の下に画像情報等の管理を行ってい ること。
- びコンピューター断層撮影診断のうち、 少なくとも 8 割以上のものの読影結果 が、口に規定する医師により遅くとも撮 影日の翌診療日までに主治医に報告され ていること。
- (3) 画像診断管理加算 3 の施設基準

イ 放射線科を標榜している病院であるこ

と。

- □ 都道府県が定める救急医療に関する計画 に基づいて運営される救命救急センター を有している保険医療機関であること。
- 八 当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が 3 名以上配置されていること。
- 二 当該保険医療機関において実施される全 ての核医学診断及びコンピューター断層 撮影診断について、八に規定する医師の 指示の下に画像情報等の管理を行ってい ること。
- ホ 当該保険医療機関における核医学診断及 びコンピューター断層撮影診断のうち、 少なくとも 8 割以上のものの読影結果 が、八に規定する医師により遅くとも撮 影日の翌診療日までに主治医に報告され ていること。
- へ 当該保険医療機関において、夜間及び休日に読影を行う体制が整備されていること。
- (4) 画像診断管理加算4の施設基準
 - イ 放射線科を標榜している特定機能病院で あること。
 - 当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が6名以上配置されていること。
 - 八 当該保険医療機関において実施される全ての核医学診断及びコンピューター断層撮影診断について、口に規定する医師の指示の下に画像情報等の管理を行っていること。
 - 二 当該保険医療機関における核医学診断及 びコンピューター断層撮影診断のうち、 少なくとも 8 割以上のものの読影結果 が、口に規定する医師により遅くとも撮 影日の翌診療日までに主治医に報告され ていること。

- と。)を修了し、その旨が登録されている医師に限る。)が1名以上配置されていること。 なお、画像診断を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において画像情報の撮影又は読影に携わっている者をいう。
- (3) 当該保険医療機関において実施される全て の核医学診断、CT 撮影及び MRI 撮影につい て、(2)に規定する医師の下に画像情報の管 理が行われていること。
- (4) 当該保険医療機関における核医学診断及び コンピューター断層診断のうち、少なくとも 8 割以上の読影結果が、(2)に規定する医師 により遅くとも撮影日の翌診療日までに当 該患者の診療を担当する医師に報告されて いること。
- (5) 画像診断管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (6) 当該保険医療機関以外の施設に読影又は診断を委託していないこと。
- (7) 関係学会の定める指針を遵守し、MRI 装置の 適切な安全管理を行っていること。

3 画像診断管理加算3に関する施設基準

- (1) 放射線科を標榜している病院であること。
- (2) 「救急医療対策事業実施要綱」(昭和 52 年 7 月 6 日医発第 692 号) に定める第 3 「救命 救急センター」又は第 4 「高度救命救急セン ター」を設置している保険医療機関であるこ と。
- (3) 画像診断を専ら担当する常勤の医師(専ら画像診断を担当した経験を10年以上有するもの又は当該療養について関係学会から示されている2年以上の所定の研修(専ら放射線診断に関するものとし、画像診断、Interventional Radiology (IVR) 及び核医学に関する事項を全て含むものであること。)を修了し、その旨が登録されている医師に限る。)が3名以上配置されていること。 なお、画像診断を専ら担当する医師とは、勤

ホ 当該保険医療機関において、夜間及び休日に読影を行う体制が整備されていること。

- 務時間の大部分において画像情報の撮影又 は読影に携わっている者をいう。
- (4) 当該保険医療機関において実施される全て の核医学診断、CT 撮影及び MRI 撮影につい て、(3)に規定する医師の下に画像情報の管 理が行われていること。
- (5) 当該保険医療機関における核医学診断及び コンピューター断層診断のうち、少なくとも 8 割以上の読影結果が、(3)に規定する医師 により遅くとも撮影日の翌診療日までに当 該患者の診療を担当する医師に報告されて いること。
- (6) 当該保険医療機関において、関係学会の定め る指針に基づく夜間及び休日の読影体制が 整備されていること。
- (7) 画像診断管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (8) 当該保険医療機関以外の施設に読影又は診断を委託していないこと。
- (9) 関係学会の定める指針を遵守し、MRI 装置の 適切な安全管理を行っていること。
- (10) 関係学会の定める指針に基づいて、人工知能関連技術が活用された画像診断補助ソフトウェアの適切な安全管理を行っていること。その際、画像診断を専ら担当する常勤の医師(専ら画像診断を担当した経験を10年以上有するもの又は当該療養について関係学会から示されている2年以上の所定の研修(専ら放射線診断に関するものとし、画像診断、Interventional Radiology (IVR)及び核医学に関する事項を全て含むものであること。)を修了し、その旨が登録されている医師に限る。)が責任者として配置されていること。

4 画像診断管理加算4に関する施設基準

- (1) 放射線科を標榜している特定機能病院であること。
- (2) 画像診断を専ら担当する常勤の医師 (専ら画

像診断を担当した経験を 10 年以上有するもの又は当該療養について関係学会から示されている 2 年以上の所定の研修(専ら放射線診断に関するものとし、画像診断、Interventional Radiology (IVR)及び核医学に関する事項を全て含むものであること。)を修了し、その旨が登録されている医師に限る。)が 6 名以上配置されていること。 なお、画像診断を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において画像情報の撮影又は読影に携わっている者をいう。

- (3) 当該保険医療機関において実施される全て の核医学診断、CT 撮影及び MRI 撮影につい て、(2) に規定する医師の下に画像情報の管 理が行われていること。
- (4) 当該保険医療機関における核医学診断及び コンピューター断層診断のうち、少なくとも 8割以上の読影結果が、(2) に規定する医師 により遅くとも撮影日の翌診療日までに当 該患者の診療を担当する医師に報告されて いること。
- (5) 当該保険医療機関において、関係学会の定め る指針に基づく夜間及び休日の読影体制が 整備されていること。
- (6) 画像診断管理を行うにつき十分な体制が整備されており、当該保険医療機関において実施される全ての核医学診断、CT 撮影及びMRI 撮影について、夜間及び休日を除いて、検査前の画像診断管理を行っていること。
- (7) 当該保険医療機関以外の施設に読影又は診断を委託していないこと。
- (8) 関係学会の定める指針を遵守し、MRI 装置の 適切な安全管理を行っていること。
- (9) 関係学会の定める指針に基づいて、適切な被ばく線量管理を行っていること。その際、施設内の全てのCT検査の線量情報を電子的に記録し、患者単位及び検査プロトコル単位で集計・管理の上、被ばく線量の最適化を行っていること。

(10) 関係学会の定める指針に基づいて、人工知能関連技術が活用された画像診断補助ソフトウェアの適切な安全管理を行っていること。その際、画像診断を専ら担当する常勤の医師(専ら画像診断を担当した経験を10年以上有するもの又は当該療養について関係学会から示されている2年以上の所定の研修(専ら放射線診断に関するものとし、画像診断、Interventional Radiology (IVR)及び核医学に関する事項を全て含むものであること。)を修了し、その旨が登録されている医師に限る。)が責任者として配置されていること。

5 届出に関する事項

画像診断管理の施設基準に係る届出は、別添2の 様式32を用いること。なお、画像診断管理加算1 の施設基準の届出については、画像診断管理加算 2、3又は4の届出をもってこれに代えることができる。